



資料 編

1. かすみがうら市環境基本条例
2. かすみがうら市環境基本計画策定の経過
3. 計画策定の体制
 3. 1 かすみがうら市環境審議会 名簿
 3. 2 かすみがうら市環境基本計画策定委員会委員 名簿
4. 令和4年度 環境に対する市民・事業者の意識（アンケート調査結果）
 4. 1 市民の環境意識
 4. 2 子どもたちの環境意識
 4. 3 事業所の環境意識
5. 用語解説

資料編

資料1 かすみがうら市環境基本条例

令和4年6月30日条例第16号

かすみがうら市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

　第1節 施策の基本方針（第9条）

　第2節 環境基本計画（第10条）

　第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進（第11条—第25条）

　第4節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進（第26条）

　第5節 地球環境保全のための施策の推進（第27条）

第3章 環境審議会（第28条—第35条）

附則

　第1章 総則

　（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びにかすみがうら市（以下「市」という。）、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

　（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（3） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。
- (3) 霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、かすみがうらしさを表す風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していくなければならない。
- (4) 市、事業者、市民及び滞在者が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- (5) 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するまでの課題であることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が行われるようにすること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において生ずる生活排水及び廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努めるとともに、自然環境を適正に保全し、良好な環境の創造に努めなければならない。

資料編

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら積極的に環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴うごみの排出等による環境への負荷の低減、自然その他の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(定期公表)

第8条 市長は、定期的に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する市が講じた施策等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第9条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止その他により霞ヶ浦及びその流域の河川の自然その他の環境（以下「霞ヶ浦の湖沼環境」という。）が修復、保全及び創造されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。
- (5) 安全で潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。
- (6) 伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境が保全及び創造されること。
- (7) 廃棄物の発生の抑制及び減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構造が推進されること。
- (8) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び滞在者との連携が強化されるとともに環境に関する教育及び学習が推進されること。
- (9) 地球環境保全が国際協力の下、推進されること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者、市民及びこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第28条に規定するかすみがうら市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策の推進

(市の施策の策定及び実施に当たっての配慮等)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に際しては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造への配慮をしなければならない。

- 2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、府内に総合的な調整を図るための体制の整備をしなければならない。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、廃棄物及び下水の公共的な処理施設、環境への負荷の低減又は市民の安全に資する交通施設、高齢者等に配慮した公共的施設、公園その他環境の保全上の支障の防止又は快適な環境の創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、都市の緑化、良好な景観の形成その他の快適な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、森林、農地、水辺地等の自然環境の適正な保全を図るとともに、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

資料編

(環境の保全及び創造のための規制措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要と認められる場合で、次に掲げる行為については、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為その他の生活環境の保全に支障を来すおそれのある行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を来すおそれのある行為
- (3) 快適な環境を創造するために支障を来すおそれのある行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に支障を来すおそれのある行為

(環境影響評価の促進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定のために、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策の実施のために、必要な測定、監視等の体制の整備を図るものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化並びに資源の循環的利用及び資源の再生利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、エネルギーの効率的利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した行動等の普及)

第17条 市は、市民等による再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料、製品、役務等の利用の普及に努めるものとする。

2 市は、市民等による水質の汚濁防止に係る活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動、自動車の使用における環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に配慮した活動の普及に努めるものとする。

(事業者の環境管理等の促進)

第18条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、事業者が自ら行う環境管理（環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、体制の整備等をいう。）及びこれに関する監査等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な措置等)

第19条 市は、市民等の環境への負荷の低減を図るための活動、施設の整備等に必要な助成その他の支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動を行う市民等に対して、環境への負荷を低減するため必要があると認めるときは、経済的負担を求めることができる。

(環境教育、環境学習等の推進)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、人材の育成及び確保並びに広報活動の充実により、市民等の環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに市民等の自発的な環境の保全及び創造に係る活動が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況、環境の保全及び創造活動の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第23条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(市民等との連携及び協力)

第24条 市は、市民等との連携及び協力により、環境の保全及び創造に関する施策の効果的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

(国等との連携及び協力)

第25条 市は、大気、水質等の保全対策その他の広域的な対策を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との積極的な連携及び協力を図るものとする。

第4節 霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進

(霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造のための施策の推進)

第26条 市は、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に資するため、安全な水資源の確保等に必要な窒素、りん等の削減による水質の汚濁の防止、自然環境の修復及び保全、良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等の施策の推進を図るものとする。

2 市は、前項に規定する施策の推進に資するため、霞ヶ浦の湖沼環境の修復、保全及び創造に関する調査研究、情報の交換、人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の推進等に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民等及び研究者等との連携を図るものとする。

資料編

第5節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第27条 市は、国、他の地方公共団体、市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第28条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、かすみがうら市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項
(組織等)

第30条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関の代表

- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が前項各号の職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、学識経験者の中から委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第33条 審議会は、必要に応じ関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第34条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(かすみがうら市公害防止条例の一部改正)

- 2 かすみがうら市公害防止条例（平成17年かすみがうら市条例第103号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(審議会等に係る経過措置)

- 3 前項の規定による改正前のかすみがうら市公害防止条例の規定に基づくかすみがうら市環境審議会及び委員は、この条例の規定に基づく環境審議会の委員となり、同一性をもって存続するものとする。

資料編

資料2 かすみがうら市環境基本計画策定の経過

日付	会議名等	内容
R 4.12.22	環境審議会	
	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none">・会長（委員長）、副会長（副委員長）選出・計画策定の諮問
R 5.2.1	第2回 策定委員会	<外部専門委員> <ul style="list-style-type: none">・環境施策及び取り組み等について
2.15	第3回 策定委員会	<外部専門委員> <ul style="list-style-type: none">・リーディングプロジェクト・気候変動適応計画
	環境審議会	<ul style="list-style-type: none">・計画（素案）について
2.27 ～3.12	—	<ul style="list-style-type: none">・計画（案）の公表及び意見募集
3.20	環境審議会 ・策定委員会（書面）	<ul style="list-style-type: none">・計画の答申案 了承・環境基本計画及び気候変動適応計画 了承

環境審議会・策定委員会の様子



握手 諒問書（写し）

写

か環境 第 605 号
令和4年12月22日

かすみがうら市環境審議会
会長 川原 博満 殿

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市環境基本計画の策定について（諒問）

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、かすみがうら市環境基本計画の策定にあたり、かすみがうら市環境基本条例第 29 条の規定に基づき諒問します。

諒問理由

かすみがうら市環境基本計画については、令和4年7月1日に制定した、かすみがうら市環境基本条例の基本理念を踏まえ、市民、事業者、行政の責務と環境に関する施策の基本となる事項を明らかにし、良好な環境の保全と創造に取り組んで行くことと目的としております。

近年、異常気象が世界各地で発生しており、日本でも豪雨や猛暑、台風災害が頻発するなど、これらは地球温暖化の影響を大きく受けていると言われております。

このような状況を踏まえ、本市においても地球温暖化による気候変動への対応、生物多様性保全の重要性等の問題をはじめとする、多様な環境問題を国や県とともに総合的・体系的に対応していく必要があります。また、本市は霞ヶ浦と接している関係で、霞ヶ浦及びその流域河川における環境問題も重要と考えており、本基本計画を策定するにあたり貴審議会の意見を求めるものです。

資料編



答申書（写し）

写

令和5年3月22日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 殿

かすみがうら市環境審議会
会長 川原 博満

かすみがうら市環境基本計画の策定について（答申）

令和4年12月22日付け、か環境第605号で諮問がありましたかすみがうら市環境基本計画の策定について、かすみがうら市環境審議会では、慎重に審議を行いましたので、下記のとおり答申します。

なお、本計画がかすみがうら市の環境保全施策等の推進を図ることに寄与するものとなるよう期待しております。

記

1. かすみがうら市環境基本計画の策定については、かすみがうら市環境基本条例に掲げた基本理念の実現に向け、一人ひとりが環境と向き合い、よりよい環境を創造していくために、「人と自然が寄り添い 未来へ紡ぐ湖山の郷 かすみがうら」を目指すべき環境将来像として掲げました。
2. 市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって環境を保全していくため、それぞれ自主的かつ積極的に取り組む基本目標を整理しました。
3. 基本計画を策定するうえで重要となる現況や課題について、市民及び事業所等からの声を聞き、今後の方向性として具体的な取り組み内容を設定しました。
4. 本計画推進のため、「やるべきこと」として、リーディングプロジェクトを設定し取り組みの効果を確認・評価していく指標を設定しました。
5. 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する緩和策に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減の為の適応策に取り組んでいく必要があるため、本計画策定に併せて「気候変動適応計画」も設定しました。
6. 上記内容を踏まえ、別冊「かすみがうら市環境基本計画（案）」としてまとめたものを答申いたします。
なお、本計画に位置付けられた施策の内容を推進するために、府内組織が横断的に連携を強化し、目標指標の実現に向けて努力願います。

資料3 計画策定の体制

3.1 かすみがうら市環境審議会委員 名簿

所属及び役職名	役 職	氏 名
環境省 関東地方環境事務所 地域適応推進専門官	会長	川原 博満
かすみがうら市家庭排水協議会 会長	副会長	飯塚 敏夫
かすみがうら市議会 議会議員 (~R5.1.27)	委員	川村 成二
かすみがうら市議会 議会議員 (R5.1.28~)	〃	服部 栄一
かすみがうら市教育委員会 教育委員	〃	梶本 梓
かすみがうら市区長会 会長	〃	西尾 晴男
かすみがうら市地域女性団体連絡協議会 会長	〃	斎藤 二三子
水郷つくば農業協同組合 霞ヶ浦支店 支店長	〃	関 幸恵
水郷つくば農業協同組合 千代田支店 支店長	〃	薬師寺 熉
クレハエクストロン株式会社 管理部次長	〃	松本 純
神鋼ノース株式会社 霞ヶ浦工場 管理部総務グループ グループ長	〃	吉田 好孝
東京製鋼株式会社 土浦工場 総務部長	〃	原 秀之
茨城県霞ヶ浦環境科学センター センター長	〃	江幡 一弘
茨城県県南県民センター 環境・保安課長	〃	望月 孝史

資料編

3.2 かすみがうら市環境基本計画策定委員会 名簿

所属及び役職名	役 職	氏 名
茨城大学 名誉教授 農学博士	会長	小林 久
茨城生物の会 理事	副会長	安 昌美
茨城県気候適応センター センター長	委員	横木 裕宗
かすみがうら市ごみ減量推進会議 副会長	//	瀧ヶ崎 孝子
株式会社カスミ コーポレート管理本部 SDGs 推進	//	小島 雅弘
かすみがうら市 市民部 部長	//	大久保 昌明
かすみがうら市 産業経済部 部長	//	松延 孝之
かすみがうら市 都市建設部 理事（地方公営企業担当）	//	槌田 浩幸
かすみがうら市 教育委員会 部長	//	坂本 重男

● かすみがうら市 策定委員会ワーキングチーム

かすみがうら市 政策経営課 課長		岩井 雄一郎
かすみがうら市 危機管理課 課長		大和田 浩
かすみがうら市 健康づくり増進課 課長		田中 英昭
かすみがうら市 農林水産課 課長		元木 義和
かすみがうら市 地域未来投資推進課 課長		石毛 一朗
かすみがうら市 道路課 課長		酒井 宏
かすみがうら市 上下水道課 課長		島田 勝男

資料4 環境に対する市民・事業者の意識（アンケート調査結果）

計画の策定にあたり、令和4年度に市民（5年生・8年生・成人）、事業者の方々のご協力の下、アンケートによる環境意識調査を実施しました。目的は、本市の環境が抱える課題を見いだすとともに、ご意見・ご要望をできる限り計画に反映するためです。

ここでは、環境の課題になる結果のほか、市民の方々から寄せられた、未来につなげたい本市の環境の魅力についても示します。



かすみがうら市 環境に関する市民意識調査（アンケート）回収数

実施期間	令和4年12月1日～令和4年12月9日
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する市民 ・市内に居住する子ども（5年生、8年生） ・市内に居住する事業者

	回収数（紙）	WEB回答数	合計	配布数	回収率
5年生	110	128	238	306	78%
8年生	72	205	276	353	78%
市民	212	234	446	1,248	36%
事業所	30	13	43	93	46%
回収数	424	580	1,004	2,000	50%

【凡例】

- ・単位の繰り上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰り上げにより、内数の数値の合計と合計欄の数値が一致しないことがあります。
- ・構成比（%）についても、単位の繰り上げのため合計が100とならない場合があります。

資料編

4.1 市民の意識調査

(1) 環境・環境問題への関心

環境問題への関心度	
	(%)
とても関心がある	28.7
やや関心がある	65.2
関心はない	4.9
無回答	1.1

深刻だと思う環境問題	
	(%)
地球温暖化による気候の変化	75.3
オゾン層の破壊による紫外線の増加	20.4
食べられるのに捨ててしまう食品の問題（食品ロス問題）	43.5
資源・エネルギーが無くなってしまう	22.4
工場や自動車の排ガスなどによる空気の汚れ（大気汚染）	9.0
湖や河川、海の水が汚れる（水質汚濁）	16.6
ごみの処理やりサイクルの問題	13.7
ごみの不法投棄	13.2
農薬などによる土壤・地下水汚染	2.9
暮らしの中の騒音や振動	2.9
工場の建設や山への太陽光発電の設置による自然破壊	11.2
熱帯雨林の減少	2.7
農薬などによる動物や植物への影響	2.5
砂漠化の進行	2.7
酸性雨による森林破壊などの被害	2.0
生活の中にある身近な自然の減少	4.9
野生生物や珍しい動物や植物の減少	3.4
荒れた里山・農地・空き地（家）の増加	20.0
マイクロプラスチックごみ問題	20.0
無回答	0.9
その他	0.9

(複数回答：3つまで)

地球温暖化の進行について	
	(%)
すごく進んでいると思う	66.1
進んでいると思わない	4.5
ある程度進んでいると思う	26.9
分からない	1.8
無回答	0.7

環境問題並びに環境を取り巻く社会情勢

	(%)
海面の上昇による陸地の消滅	32.5
異常気象による干ばつや大洪水など災害発生（水害や渇水の危険性の増大）	68.2
気候の変化による農業、漁業への影響 (不作・不漁、病害虫の異常発生など)	48.4
気候の変化による生態系への影響（動植物の生息域の変化、種の絶滅など）	23.3
気候の変化による健康への影響（感染症の拡大など）	26.2
熱暑による冷房などエネルギー使用量増加にともなう家計負担への影響	33.0
食料価格上昇による家計負担への影響	34.8
不安に感じることはない	2.5
無回答	1.6
その他	1.1

(複数回答：3つまで)

地球温暖化の進行を抑えるための考え方

	(%)
一人ひとりが、節電などエネルギー消費を抑えた生活を進めればよい	44.6
個人や家庭レベルでできる具体的な対策を行政やメディアを通して、さらに普及させねばよい	29.4
太陽光発電など新エネルギーや再生可能エネルギーの普及を政策的に行えばよい	39.2
太陽光発電など新エネルギーや再生可能エネルギーの普及を個人や企業レベルで進めていけばよい	16.4
まず、便利さを追い求めてきた社会全体のエネルギー利用のあり方を見直すことが先決である	35.7
CO ₂ （二酸化炭素）を吸収する森林を育てていけばよい	25.3
環境税などを導入し、経済的手法でエネルギー利用の需要を抑制すればよい	5.6
再生可能エネルギーの技術革新に国を挙げて取り組むべきである	45.7
無回答	1.8
その他	3.1

(複数回答：3つまで)

資料編

(2) 市の環境の現状評価と課題、展望

市の環境の現状評価

😊 満足度（満足・やや満足）

環境要素	満足度 (%)	
	現在	10年前
空気のきれいさ	53.8	54.7
水のきれいさ	38.3	41.7
まちなかの緑の多さ	51.8	58.3
まちの静けさ（騒音がない）	54.0	52.9
星空の美しさ（光害がない）	62.1	60.1
動植物等自然の豊かさ	58.3	59.2
自然景観、田園風景の美しさ	58.1	57.0
まち並み景観の美しさ	35.4	37.9
まちの清潔さ	36.1	36.1
水辺や生きものなど自然とのふれあいの場	40.6	41.3
地域の歴史や文化とのふれあいの場	37.0	35.7
公共の広場、公園の充実	22.9	23.5
災害、水害からの安全性	47.1	39.7
環境保全に対する市民の意識の高さ	17.9	19.5
ごみの分別やりサイクル	50.2	32.7
空き地や耕作放棄地などの草木の管理	17.9	20.4

※ : 10年前よりも満足度が低下したと回答した環境要素

😢 不満度（不満・やや不満）

環境要素	不満度 (%)	
	現在	10年前
空気のきれいさ	8.5	4.7
水のきれいさ	21.1	14.3
まちなかの緑の多さ	14.1	6.7
まちの静けさ（騒音がない）	14.3	8.5
星空の美しさ（光害がない）	8.3	5.2
動植物等自然の豊かさ	11.0	4.3
自然景観、田園風景の美しさ	12.1	6.3
まち並み景観の美しさ	19.0	14.6
まちの清潔さ	21.3	14.2
水辺や生きものなど自然とのふれあいの場	20.6	11.0
地域の歴史や文化とのふれあいの場	16.4	11.9
公共の広場、公園の充実	37.2	28.9
災害、水害からの安全性	11.7	9.9
環境保全に対する市民の意識の高さ	20.2	15.9
ごみの分別やりサイクル	15.5	17.9
空き地や耕作放棄地などの草木の管理	44.4	26.0

※ : 10年前よりも不満度が高くなったと回答した環境要素

現在住んでいる地域の身近な生活環境

😊 満足度（満足・やや満足）

	(%)
自然の眺めが美しい	52.9
親しめるみどりが多くある	50.7
野生生物（鳥や昆虫など）の種類が豊富である	49.5
生活騒音がない	49.3
工場や車の振動や騒音がなく静かである	48.9
工場や事業所からの煙で空気が汚れていない	43.7
自動車排出ガスで空気が汚れていない	39.0
地下水や土壤の汚染の心配がない	37.2
親しめる水辺がある	37.0
伝統芸能、史跡が大切に保存されている	34.3

(満足度順で上位 10 項目を抜粋)

😢 不満度（不満・やや不満）

	(%)
子どもや高齢者、障害者が安心して道路を歩ける	45.7
ごみ等の不法投棄がない	42.4
工場や畜舎からのにおいがない	41.3
公共の広場、公園が整備されている	35.0
道路や街並みがきれいである	27.0
家庭からの生活排水による河川や水路、ため池の水の汚れがない	26.4
地域の祭り、行事、イベントなどが活発に行われている	26.1
余暇や学習に関する必要な情報が得られる	24.2
工場や車の振動や騒音がなく静かである	22.4
親しめる水辺がある	20.9

(不満度順で上位 10 項目を抜粋)

市の環境の誇れるところ・残していきたいところ

霞ヶ浦	32 票
自然環境（湖、山、森林を含む）	9 票
公園（歩崎公園、富士見塚古墳公園含む）	9 票
田園風景	6 票

(回答の多かった項目を抜粋)

資料編

市の環境の将来像	
取り組み内容	(%)
豊かな緑や水辺に囲まれたまち	49.6
多くの野生生物が身近にすむまち	9.9
太陽光・風力発電など自然エネルギーのあるまち	17.9
リサイクルが進み、ごみの少ないまち	25.6
豊かな自然景観のあるまち	40.1
ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち	52.0
歴史的・文化的建造物を保存し引き継ぐまち	11.7
伝統的な行事を引き継ぐまち	6.3
市民、事業者、行政が協力して環境保全を進めるまち	29.1
多くの人が観光に訪れるまち	17.5
無回答	1.6
その他	2.0

(複数回答：3つまで)

(3) 環境保全への参加意識

行政への展望	
	(%)
大気汚染や水質汚濁などの公害防止の対策	34.1
自動車による環境負荷の軽減	6.5
ごみの減量化・リサイクル推進	25.3
ごみの散乱・不法投棄対策	44.2
省エネルギー対策や新エネルギー導入に対する支援システムの構築	18.2
環境教育・環境学習の充実	19.5
環境活動団体の情報提供や活動支援	6.3
貴重な動植物の生息地の保全	9.9
公園の整備や歴史的文化遺産の保全	33.0
里山、水辺等の豊かな自然環境の再生や保全	31.6
環境に配慮した企業活動の奨励	13.5
環境に配慮した農業の推進	14.3
無回答	2.0
その他	3.4

(複数回答：3つまで)

環境問題への取り組みの実施状況

 特に積極的に行われている取り組み（いつも行っている・時々行っている）

取り組み内容	実施 (%)
買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している（マイバッグの持参）	94.4
冷暖房の設定温度のこまめな調節や、テレビや照明をつけっぱなしにしないなど、節電を心がけている	93.5
可燃ごみと資源物（ペットボトル、牛乳パック等）を分別して出している	92.4
調理くずや残り油を排水口から流さないようにしている	91.5
詰め替え商品や再使用、再生利用しやすい商品を優先して購入している	88.6
食品ロスの削減に努めている	87.9
夜間は生活騒音の防止に努めている	85.0
庭に樹木を植えるなど、緑化に努めている	73.6
地域等の資源回収活動や美化活動に協力している	71.3
車を利用する場合はアイドリングストップなどの省エネ運転をしている	70.8

（「いつも行っている」、「時々行っている」の回答から、上位 10 項目を抜粋）

 今後、期待できる取り組み（行っていないが、今後は行いたい）

取り組み内容	実施 (%)
商品を購入するときはエコマークのついた商品を購入するよう努めている	40.1
生ごみの堆肥等でごみの減量化に努めている	37.7
緑のカーテンを作っている (住宅の外壁の温度上昇を抑制するためのツル植物の栽培)	37.0
米のとぎ汁は流さずに有効活用するようにしている	36.8
車の購入にあたっては、ハイブリッドカーなど環境にやさしい車を選ぶようにしている	36.5
雨水を溜めて花壇への散水等に有効利用している	36.3
風呂の残り水を洗濯に使うなど、日常生活において節水を心がけている	26.5
除草剤や殺虫剤ができるだけ使わないようにしている	26.2
太陽光エネルギーや太陽熱を利用している (太陽光発電、太陽熱温水器など)	25.8
自家用車の利用を控え、バス・電車・自転車を利用している	25.6

（「行っていないが、今後は行いたい」の回答から、上位 10 項目を抜粋）

（4）気候変動について

気候変動への関心度

	(%)
言葉も内容も知っている	14.8
言葉は知っている	43.0
知らない	39.7
無回答	2.5

資料編

気候変動に対処するために市が優先的に進めていくべき適応策

適応策の内容	(%)
農作物の品質低下、収穫量の減少など（農業・林業・水産業）	18.3
河川等の水質の低下、富栄養化の増加など（水環境・水資源）	7.8
野生生物の減少、植生の変化など（自然生態系）	3.0
台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水など（自然災害・沿岸域）	28.7
熱中症の増加、感染症の増加など（健康）	12.6
平均気温の上昇による生産活動や生産設備への影響など（産業・経済活動）	8.0
ヒートアイランド現象による気温上昇、快適性の損失など（国民生活・都市生活）	11.7
特ない	5.7
無回答	3.9
その他	0.2

気候変動への適応策や緩和策について日頃から取り組んでいること

取り組み内容	(%)
災害への備え（防災グッズなど）	45.1
防災情報などの確認（ハザードマップなど）	27.4
異常高温対策（打ち水など）	20.0
感染症予防（長袖着用、蚊帳など）	23.5
熱中症対策（水分補給など）	69.7
省エネ対策（エコカー、省エネ家電など）	40.4
再生可能エネルギーの導入	8.7
リサイクル・3R	35.0
木を植えるなど	21.3
何もしていない	4.7
無回答	2.5
その他	0.4

（複数回答：該当するものすべて）

（5）生物多様性について

生物多様性への関心度

「生物多様性」という言葉をどの程度知っているか	(%)
言葉の意味を知っている	20.6
言葉を聞いたことがない	15.7
意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	40.1
分からぬ	21.5
無回答	2.0

生物多様性保全のための優先的な取り組み

取り組み内容	(%)
森林の手入れと担い手の育成	26.9
外来生物の駆除	28.5
環境教育の充実	14.0
環境保全型農業の普及	5.7
生物多様性の啓発	8.8
特にない	11.8
無回答	3.6
その他	0.5

資料編

4.2 子どもたちの意識調査

(1) 環境・環境問題への関心

環境問題への関心度		
	5年生(%)	8年生(%)
とても関心がある	19.3	13.0
やや関心がある	69.3	73.9
関心がない	10.1	11.6
無回答	1.3	1.4

気になる環境問題		
	5年生(%)	8年生(%)
地球温暖化による気候の変化	68.9	67.4
オゾン層の破壊による紫外線の増加	8.4	10.5
食べられるのに捨ててしまう食品の問題（食品ロス問題）	50.0	42.0
資源・エネルギーが無くなってしまう	18.1	16.3
工場や自動車の排ガスなどによる空気の汚れ（大気汚染）	20.2	9.8
湖や河川、海の水が汚れる（水質汚濁）	22.7	28.3
ごみの処理やリサイクルの問題	20.6	14.1
ごみの不法投棄	8.0	17.8
農薬などによる土壤・地下水汚染	2.9	1.4
暮らしの中の騒音や振動	1.7	3.6
工場の建設や山への太陽光発電の設置による自然破壊	3.8	2.5
熱帯雨林の減少	3.4	2.5
農薬などによる動物や植物への影響	6.3	3.6
砂漠化の進行	6.3	6.9
酸性雨による森林破壊などの被害	5.9	6.2
生活の中にある身近な自然の減少	4.2	7.2
野生生物や珍しい動物や植物の減少	10.1	15.9
荒れた里山・農地・空き地（家）の増加	1.3	2.9
マイクロプラスチックごみ問題	15.5	18.1
無回答	0.4	1.1
その他	0.4	0.7

(複数回答：3つまで)

環境問題並びに環境を取り巻く社会情勢に対する考え方

😊 意識が高い（そう思う・ややそう思う）

	5年生(%)	8年生(%)
私たちが環境を守るための取り組みをしていくべきだ	95.0	96.0
これから先の自然環境が心配だ	88.2	92.0
環境を守るために活動があれば参加したい	74.3	74.6
環境を守るために、生活が少し不便になってしまってもよい	37.0	49.3
環境を守るために欲しいものの値段が少し高くなってしまってもよい	38.2	31.2
便利さや経済の発展よりも豊かな環境を守るほうが大切だ	75.6	75.0

(2) 環境保全への参加意識

環境に関する活動・学習会への参加状況及び参加意欲

💡 特に積極的に行われている取り組み（参加したことがある）

取り組み内容	5年生(%)	8年生(%)
地域や学校周辺のごみ拾いなどの美化活動	31.9	51.4
地域や学校などでリサイクル活動	26.9	42.8
地球温暖化に関する学習会	9.7	12.7
川や水辺の生きものの観察会	22.7	27.5
昆虫や鳥、植物の観察会	21.4	20.3
星座や星の観察会	20.2	16.7
キャンプなどをとおした自然体験教室	25.2	19.2

💡 今後、期待できる取り組み（参加したことはないが参加したい）

取り組み内容	5年生(%)	8年生(%)
地域や学校周辺のごみ拾いなどの美化活動	47.5	28.6
地域や学校などでリサイクル活動	52.9	36.6
地球温暖化に関する学習会	49.2	43.1
川や水辺の生きものの観察会	53.8	37.3
昆虫や鳥、植物の観察会	43.7	34.8
星座や星の観察会	58.0	57.2
キャンプなどをとおした自然体験教室	52.1	52.5

資料編

(3) 市の環境の現状評価と課題、展望

地域の環境の現状評価

😊 満足度（そう思う・ややそう思う）

環境要素	満足度 (%)	
	5年生	8年生
外の空気がきれい・いやなにおいがしない	72.3	77.5
川や池の水がきれい	43.3	29.7
木々の緑が多い	86.1	86.6
工場や自動車からの騒音がなく静か	55.4	57.6
夜空の星がきれい	80.6	87.3
いろいろな生きものや草花がたくさんある	87.0	82.2
自然の景観が美しい	74.4	72.8
川や道路、林などにごみが捨てられていない	41.2	29.4
楽しく遊べる自然の場所がある	69.7	64.8
神社やお寺、昔のまちなみなどが残っている	66.8	70.7

😢 不満度（そう思わない）

環境要素	不満度 (%)	
	5年生	8年生
外の空気がきれい・いやなにおいがしない	19.3	16.3
川や池の水がきれい	41.2	58.0
木々の緑が多い	7.6	8.7
工場や自動車からの騒音がなく静か	34.0	35.1
夜空の星がきれい	8.8	7.2
いろいろな生きものや草花がたくさんある	7.6	10.9
自然の景観が美しい	17.2	19.9
川や道路、林などにごみが捨てられていない	48.7	59.8
楽しく遊べる自然の場所がある	19.7	23.2
神社やお寺、昔のまちなみなどが残っている	15.1	15.2

市の環境の好きなところ

霞ヶ浦（湖、西浦など）	71 票
公園（大塚ファミリー公園、歩崎公園など）	27 票
自然	15 票
家の周り	10 票

（複数回答：一部抜粋）

環境問題への取り組みの実施状況

 特に積極的に行われている取り組み（している）

取り組み内容	5年生(%)	8年生(%)
テレビを見ていない時は消している	69.7	79.0
使用していない部屋の電気はこまめに消している	76.5	83.0
できるだけエアコンなどを使わず、衣類で体温を調節している	48.3	42.8
水を出しつぱなしにしないで洗顔や歯磨きをしている	76.1	76.1
ノートや鉛筆などの文房具は、最後まで使いきる	71.8	74.6
物は大切に使い、こわされたら修理するよう心がけている	54.6	54.7
ビン・缶・ペットボトルは洗って分別している	71.8	80.1
買い物に行くときは買い物バッグ（マイバッグ）を持っていく	88.7	76.1
エコマークなどの環境にやさしい商品を買うようにしている	27.7	18.8
使い捨て商品は買わないようにしている	34.5	18.8
環境について家族や友達と話し合っている	15.5	13.0
ご飯ができるだけ残さないなど、生ゴミを減らす努力をしている	70.6	73.2

 今後、期待できる取り組み（今はしていないがこれからはしたい）

取り組み内容	5年生(%)	8年生(%)
テレビを見ていない時は消している	13.0	7.2
使用していない部屋の電気はこまめに消している	10.1	8.0
できるだけエアコンなどを使わず、衣類で体温を調節している	18.1	15.2
水を出しつぱなしにしないで洗顔や歯磨きをしている	6.3	4.0
ノートや鉛筆などの文房具は、最後まで使いきる	16.4	14.1
物は大切に使い、こわされたら修理するよう心がけている	19.7	20.7
ビン・缶・ペットボトルは洗って分別している	11.3	9.8
買い物に行くときは買い物バッグ（マイバッグ）を持っていく	4.6	9.1
エコマークなどの環境にやさしい商品を買うようにしている	32.4	33.3
使い捨て商品は買わないようにしている	23.5	22.1
環境について家族や友達と話し合っている	22.7	18.5
ご飯ができるだけ残さないなど、生ゴミを減らす努力をしている	13.4	14.9

資料編

行政への展望		
どんな環境のまちだったらよいか	5年生(%)	8年生(%)
緑があふれ、きれいな水辺のまち	71.8	68.5
野鳥や昆虫などが身近にいるまち	29.8	14.5
太陽光発電やバイオマス発電など環境にやさしいエネルギーを利用するまち	19.3	19.2
リサイクルが進んでいてごみが少ないまち	32.8	30.4
豊かな自然の景色があるまち	36.6	39.9
道路や川にごみが落ちていないきれいなまち	27.7	38.8
神社や寺、遺跡などの歴史的・文化的な建物を大切にしていくまち	15.5	15.9
昔からの行事や祭りを引き継いでいくまち	13.0	21.0
大人も子どもみんなで環境をよくするまち	19.7	14.9
多くの人が観光に訪れるまち	18.1	21.7
無回答	0.4	1.1
その他	1.7	1.4

(複数回答：3つまで)

(4) 気候変動について

気候変動への関心度		
「気候変動」は進んでいると思うか	5年生(%)	8年生(%)
すごく進んでいると思う	38.8	46.0
進んでいると思わない	6.8	4.7
ある程度進んでいると思う	34.2	35.5
分からない	19.0	11.6
無回答	1.3	2.2

気候変動		
地球温暖化の影響（気候変動）で不安に感じること	5年生(%)	8年生(%)
海面が上昇して陸地が少なくなっていく	41.2	46.0
干ばつや大洪水などの災害の発生 (水害や渇水の危険性の増大)	29.8	33.3
農業、漁業への影響 (不作・不漁、病害虫の異常発生など)	43.3	40.9
生態系への影響（動植物の生息域の変化、種の絶滅など）	32.8	31.5
健康への影響（感染症の拡大など）	44.1	36.2
冷房などのエネルギーを使う量が増えることによる 家計負担への影響	23.9	36.6
食品などの価格が上がることによる家計負担への影響	48.3	44.9
不安に感じることはない	5.9	3.3
無回答	1.3	0.7
その他	2.5	1.8

(複数回答：3つまで)

気候変動に対処するために市が優先的に進めていくべき課題

	5年生 (%)	8年生 (%)
農作物の品質が悪くなることや収穫量が減るなど（農業）	17.6	29.0
野生生物が少なくなることや生息する動植物の変化など（生態系）	22.7	22.1
台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水などの増加（自然災害）	13.0	20.3
熱中症が増えることや、感染症が増えることなど（健康）	35.7	19.6
特ない	5.9	6.5
無回答	1.3	1.4
その他	1.7	0.4

(複数回答：3つまで)

気候変動の影響で大人になったときに心配なこと

	5年生 (%)	8年生 (%)
農業・水産業 (米や果物など農作物の品質が下がり、採れなくなる)	56.7	59.4
水環境・水資源（水温の上昇で海・湖・川の水質が悪くなる、雨が降らず水不足になる）	41.2	34.4
自然生態系（さまざまな生きものが暮らしにくくなり、いなくなってしまう恐れが高まる）	44.1	44.9
自然災害（大雨により土砂災害や浸水被害が増える）	45.4	46.0
健康（気温の上昇により熱中症患者が増える、病気をうつす蚊がすむ地域が広がる）	48.7	46.4
産業・経済活動（大雨により工場や建物が浸水して、生産や物流が止まってしまう）	19.7	22.5
国民生活・都市生活 (大雨により下水道などがあふれてしまう)	17.2	19.6
その他	0.4	0.7

(複数回答：3つまで)

(5) 生物多様性について

生物多様性への関心度

「生物多様性」という言葉をどの程度知っているか	5年生 (%)	8年生 (%)
言葉の意味を知っている	8.8	10.1
言葉を聞いたことがない	20.6	19.9
意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	36.6	45.7
分からぬ	31.9	22.1
無回答	2.1	2.2

資料編

生き物への関心（身近な場所にはどんな生き物がいるか）

	5年生 (%)	8年生 (%)
カブトムシ	56.7	45.3
チョウ	89.1	87.7
トンボ	84.5	88.0
カエル	68.1	68.5
ツバメ	70.2	53.3

(複数回答：該当するものすべて、一部抜粋)

生き物への関心（10年後、増えたらいいと思う生き物）

	5年生 (%)	8年生 (%)
ホタル	67.2	56.2
チョウ	58.0	37.7
トンボ	50.4	30.8
メダカ	47.5	37.3
ツバメ	53.8	42.4
フクロウ	40.3	45.7

(複数回答：該当するものすべて、一部抜粋)

今、自分ができること・したいこと

	5年生 (%)	8年生 (%)
自然や生きものの大切さを家族で話し合ったり、友達に伝える	43.3	22.8
生きものの生息する場所（ビオトープ）をつくる	44.1	37.7
エネルギーや水、ものを大切に使う	78.2	68.8
身近な自然を調べてみる	37.4	35.1
動物や植物をとらず、観察するだけにする	51.3	37.0
「かすみがうら市」以外からつれてきた動物を「かすみがうら市」の自然に放さない	40.8	27.9
無回答	1.3	1.4
その他	0.8	1.8

(複数回答：該当するものすべて)

外来生物・外来種について

「外来生物」、「外来種」という言葉をどの程度知っているか	5年生 (%)	8年生 (%)
聞いたことがあり、意味も知っている	15.1	18.5
聞いたことはあるが、意味はよく知らない	26.9	18.8
知らない	57.6	61.6
無回答	0.4	0.7
その他	0.0	0.4

自然との共生について

	5年生 (%)	8年生 (%)
さまざまな自然環境を守っていく	78.6	66.7
いなくなってしまうかもしれない生きものや珍しい野生生物のすみかを守っていく	56.3	55.1
生きものや自然環境を守っている団体や企業を応援する	20.6	23.2
国立公園や自然公園などを利用し、自然と触れ合う機会を増やす	23.9	26.4
失われた自然を少しづつ再生し、できるだけ元の姿に戻していく	35.7	37.7
外来生物（アメリカザリガニやミシシッピアカミミガメなど）を駆除し、本来の生態系を守っていく	29.0	21.7
農薬や肥料を減らした農業を進めていく	15.1	15.2
今ある自然に任せて放っておく	5.5	2.5
バイオマスエネルギーを積極的に使うようにする	8.0	10.9
ある程度自然に任せて放っておく	10.1	6.9
自然や生きものについて友達や家族と話し合う	0.4	4.3

(複数回答：3つまで)

資料編

4.3 事業所の意識調査

(1) 環境・環境問題への関心

環境問題への取り組みの実施状況	
	(%)
取り組んでいる	81.4
これから取り組む予定	2.3
取り組んでいない	14.0
分からぬ	0.0
無回答	2.3

取り組んでいる、これから取り組む予定の動機	(%)
事業者としての社会的責任を果たすため	65.1
社会や地域への貢献による事業所のイメージアップ	18.6
従業員教育の一環として	11.6
経費削減に効果が期待できるため	18.6
親会社、グループ企業、顧客など取引先からの要請	39.5
法律、条例への対応	46.5
無回答	14.0

(複数回答：3つまで)

(2) 環境保全への参加意識

環境保全に関する考え方	
😊 そう思う・どちらかといえばそう思う	(%)
次世代のために事業所は環境保全に努めるべきだ	100.0
環境保全のための労力の人的・金銭的負担は惜しまない	62.8
環境保全のために尽くした事業所ほど評価されるべきだ	79.1
環境保全のために費用がかかるならば製品の価格が高くなるのもやむをえない	55.8
環境保全のために必要であれば新税（環境税・炭素税等）が課されるのもやむをえない	27.9
😢 そう思わない・あまりそう思わない	(%)
次世代のために事業所は環境保全に努めるべきだ	0.0
環境保全のための労力の人的・金銭的負担は惜しまない	23.3
環境保全のために尽くした事業所ほど評価されるべきだ	16.3
環境保全のために費用がかかるならば製品の価格が高くなるのもやむをえない	39.5
環境保全のために必要であれば新税（環境税・炭素税等）が課されるのもやむをえない	67.4

環境保全に向けた行政への展望

	(%)
環境保全施策の具体的な事業の実施	48.8
条例による規制	23.3
技術的な指導や講習会の実施、斡旋 ^{あっせん}	32.6
技術や製品に関する情報の提供	23.3
税制上の優遇措置	51.2
補助金等の交付	62.8
その他	2.3

(複数回答：3つまで)

環境施策の実現のための協力度合い

	(%)
積極的に協力したい	18.6
できれば協力したい	23.3
できることには協力してもよい	55.8
どちらとも言えない	2.3
どちらかと言えば協力したくない	0.0
協力したくない	0.0

環境保全への取り組みにおいて支障となっている問題	(%)
予算的に困難である	27.9
技術的に困難である	2.3
設備・場所がない	11.6
人員が不足している	37.2
メリットがない	0.0
情報がない	11.6
支障はない	4.7

(3) 環境の現状評価と課題

環境情報への関心度

■ 環境保全に取り組むためにどんな情報が必要か（必要・あればうれしい）

	(%)
廃棄物の発生抑制・減量対策やリサイクル情報	86.1
事業所の排水対策	81.4
廃棄物の適正処理の情報	81.4
地球温暖化防止（CO ₂ 削減など）に向けた具体的対策	81.4
環境教育・環境学習会の情報	76.7
地下水汚染や土壤汚染対策	74.4
環境マネジメントシステムの情報	69.7
事業所の騒音・振動対策	62.8

(「必要」、「あればうれしい」の回答から、上位8項目を抜粋)

資料編

自社の事業活動による環境負荷の度合いと種類

■ 現在、実施している

	(%)
照明や冷暖房、OA機器などの節電	90.7
廃棄物等の適正分別及び適正処理	69.8
産業廃棄物の減量化（発生抑制、リサイクル）	55.8
省エネ機器の導入	55.8
製品または包装の回収リサイクル（家電、空き缶、空きビン、トレイなど）	55.8
事業所で使用する水道水や地下水の節約（節水）	51.2
従業員等に対する環境教育	51.2
事業所内（敷地内、建屋内、屋上等）の緑化	48.8
公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用	44.2
再生資源を使用した製品の開発、販売または使用	39.5

（「現在、実施している」の回答から、上位10項目を抜粋）

■ 今後はしてみたい

	(%)
エコマーク商品など、環境に配慮した物品の購入	60.5
マイカー通勤の自粛や低公害車導入、アイドリングストップ等、車両使用時の環境負荷低減	51.2
環境負荷の少ない容器等の利用（リターナブルビン）	46.5
地域環境保全活動への支援・参加（清掃・緑化・リサイクル等）	44.2
再生資源を使用した製品の開発、販売または使用	41.9
環境負荷の小さい製品の開発、販売または使用	41.9
取引先への環境配慮の働きかけ	41.9
事業所で使用する水道水や地下水の節約（節水）	39.5
省エネ機器の導入	39.5
従業員等に対する環境教育	39.5

（「今後はしてみたい」の回答から、上位10項目を抜粋）

環境と企業のあり方について

 認知度（知っている・聞いたことはある）

法律・制度	認知度 (%)
廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	95.3
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）	90.7
省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	86.0
資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）	81.4
自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）	79.1
プラスチック資源循環促進法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	79.1
グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）	79.1
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	79.0

（「知っている」、「聞いたことはある」の回答から、上位8項目を抜粋）

設備の導入について

 すでに導入している・導入を予定、検討している

再生可能エネルギー等を用いた設備の種類	導入 (%)
ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車	53.5
太陽光発電システム	32.6
電気自動車	30.2
断熱窓等（ペアガラス、二重サッシ等）	18.6
燃料電池自動車	16.3
蓄電池	16.3

（「すでに導入している」、「導入を予定、検討している」の回答から、上位6項目を抜粋）

どのような理由で導入された（することを検討している）のか	(%)
地球温暖化対策などに貢献したいから	20.9
光熱費・燃料費の削減を図れるから	32.6
宣伝・PR効果、従業員の意識向上のため	0.0
導入に際して助成制度があったから	2.3
新しい技術に関心があるから	4.7

資料編

 導入に興味はあるが、導入できない

再生可能エネルギー等を用いた設備の種類	導入 (%)
ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ	72.1
蓄電池	60.5
燃料電池自動車	55.8
電気自動車	51.2
断熱窓等（ペアガラス、二重サッシ等）	48.8
太陽熱利用（温水器等）	46.5

(「導入に興味はあるが、導入できない」の回答から、上位 6 項目を抜粋)

どのような理由で導入できないのか	(%)
設備にかかる費用が高いから	62.8
助成制度が充実していないから	0.0
仕組みや装置がよく分からないから	7.0
設備の耐久性・性能に不安があるから	7.0
建物の外観が損なわれるから	2.3
無回答	7.0
その他	2.3

行政への展望

優先的に取り組む必要があること	(%)
公共又は民有地への太陽光発電の導入	32.6
公共又は民有地への地熱利用システムの導入	18.6
公共又は民有地への森林・農畜産業副産物など地域資源を利用したバイオマス発電	23.3
CO ₂ 排出の少ない発電による熱利用と固形燃料の製造	14.0
公用車へのハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の次世代自動車導入	23.3
燃料電池車普及促進と水素ステーションの設置	30.2
災害時のエネルギー供給源としての水素利活用設備導入	20.9
学校などへのペレットストーブの導入	7.0
防災等非常電源としてバイオマス発電による蓄電施設の導入	16.3
河川水路等での中小水力発電の導入	14.0
ごみ処理場などの廃棄物発電・熱利用・燃料製造	44.2
菜の花やケナフなどCO ₂ が出ない燃料となる作物の栽培	2.3
無回答	2.3

(複数回答：3つまで)

(4) 気候変動について

気候変動や適応策への関心度	
	(%)
とても関心がある	27.9
やや関心がある	32.6
どちらとも言えない	14.0
あまり関心がない	9.3
分からない	14.0
無回答	2.3

気候変動に対処するために市が優先的に進めていくべき課題	
	(%)
農作物の品質低下、収穫量の減少など（農業・林業・水産業）	7.0
河川等の水質の低下、富栄養化の増加など（水環境・水資源）	14.0
野生生物の減少、植生の変化など（自然生態系）	0.0
台風や梅雨前線等による集中豪雨・洪水など（自然災害・沿岸域）	34.9
熱中症の増加、感染症の増加など（健康）	18.6
平均気温の上昇による生産活動や生産設備への影響など（産業・経済活動）	9.3
ヒートアイランド現象による気温上昇、快適性の損失など（国民生活・都市生活）	2.3
特はない	7.0
その他	4.7

(5) 生物多様性について

生物多様性保全のための優先的な取り組み	
取り組み内容	(%)
森林の手入れと担い手の育成	25.6
外来生物の駆除	27.9
環境教育の充実	23.3
環境保全型農業の普及	7.0
生物多様性の啓発	2.3
特はない	14.0

資料5 用語解説

英数



■ 4 R

3 Rの考え方である、リデュース（ごみの発生・排出を抑制すること）、リユース（不要となった物の再利用に努めること）、リサイクル（ごみとして排出されたものを再び資源として使うこと）にリフューズ（不要なものは受け取りを断り、もらわないこと）を追加した考え方。

■ BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいることがわかる。

■ COP (Conference of Parties)

締約国会議の略であり、気候変動枠組条約（FCCC）の締約国による会議。平成7（1995）年ドイツのベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。平成9（1997）年京都で開催されたCOP3では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

■ COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量をmg/Lで表したものであり、数値が高いほど汚濁が進んでいることがわかる。

■ IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

国連気候変動に関する政府間パネルの略。UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって昭和63（1988）年11月に設置され、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行う公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。

■ RCP (Representative Concentration Pathways)

代表的濃度経路シナリオのこと。第5次報告書では、代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路で実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCPシナリオ」を用いており、RCP2.6は温室効果ガス排出が最も低いシナリオ、RCP8.5は温室効果ガス排出が非常に高く、世界の平均気温上昇が最も大きくなりうるシナリオとなっている。

略称	シナリオ（予測）のタイプ
RCP2.6	低位安定化シナリオ 将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
RCP4.5	中位安定化シナリオ
RCP6.0	高位安定化シナリオ
RCP8.5	低位参照シナリオ 2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ

■ SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標（ゴール）と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを目標としている。

■ ZEB (Net Zero Energy Building)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

あ行



■ 暑さ指数 (WBGT)

WBGT は、Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度) の略称で、熱中症を予防することを目的として昭和 29 (1954) 年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されるが、その値は気温とは異なる。

暑さ指数 (WBGT) は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標のこと。

■ 一等米比率

農林水産省は、農産物検査法に基づいて玄米を 1 ~ 3 等と「規格外」の 4 等級に格付しており、1 等米は白く濁ったり実が細ったりしていないコメの割合が全体の 70% 以上を占めるものと定義されている。民間の登録検査機関（平成 19 (2007) 年度末で 1,425 機関）が検査する。

■ 茨城県レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成された「茨城における絶滅のおそれのある野生生物」の通称で、植物編と動物編の 2 種類がある。

カテゴリー	定義
絶滅	茨城県ではすでに絶滅したと考えられる種。 (飼育下・栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。)
絶滅危惧 I A 類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 I A 類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧 II 類	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I B 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足①注目種	最近茨城県内で生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
情報不足②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

資料編

■ エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化などの地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大きさが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

■ エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

■ 温室効果・温室効果ガス

地球の表面は太陽光によって温まり、地表の熱は赤外線として宇宙空間に反射されている。温室効果ガスには赤外線を吸収・放出する性質があり、地表からの熱を吸収して大気を温めてしまう。この働きを温室効果といい、大気中の温室効果ガスが増加すると大気が温まり、地表付近の温度が上昇してしまう。

温室効果ガスとは温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことであり、産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められている。

か行



■ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

■ 外来種

本来の生態系には生息していなかったが、人為的に他の地域から入ってきた生物のこと。地域の生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われている。

■ 花き

観賞の用に供される植物をいう。具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類をいう。

■ 化石燃料

石油、石炭、天然ガスのこと。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて化石になり、やがて石油や石炭になったと考えられていることからこう呼ばれる。

■ 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標のこと。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

■ 環境基本法

日本の環境保全についての基本理念を示した法律であり、平成5（1993）年に制定された。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

■ 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業を指す。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組があげられる。

■ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）

外因性内分泌攪乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質のこと。

■ 環境マネジメントシステム

組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

■ 気候変動

人間活動によって、地球の大気の組成を変化させる、直接又は間接に起因する気候変化のこと。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

■ 気候変動適応法

国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化したもの。国は農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定し、その進展状況について、把握・評価手法の開発を行う。

■ 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成6（1994）年3月に国際連合にて発効した。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

■ 京都議定書

平成9（1997）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された国際条約のこと。

先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。平成17（2005）年2月に発効。米国は批准していない。

■ 居住誘導

一定のエリアに住宅・住民を集めて人口密度を保ち、生活サービスコミュニティーの機能を確保すること。

■ クリーンエネルギー

電気や熱に変えて、大気汚染物質の排出量が少ない、又は排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリッドカー、水素自動車などのクリーンエネルギー自動車がある。

■ 激甚化

災害の規模や範囲が以前よりも大きく激しくなること。

資料編

■ 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを主とする過酸化物の総称である。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

■ 国連環境開発会議（地球サミット）

平成4（1992）年、国連の主催によりブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議のこと。

さ行



■ 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されている。

政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

■ 市街化調整区域

あまり市街化開発をせず、市街化を抑制する地域のこと。市街化調整区域に住宅等を建てる際には、建て方や建てられる規模などに多くの制限がある。

■ 自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域として指定される。

■ 自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域で、自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

■ 社会的要因

個人の所得や家族状況、友人・知人とのつながり（社会的ネットワーク）などの「個人の社会・経済要因」と、国の政策や職場・コミュニティーでの人のつながりの豊かさ（ソーシャル・キャピタル）を含む「環境としての社会要因」がある。

■ 循環型社会

「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）」、「適正な処分の確保」により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。

■ 食害

食害とは、動物の摂食行為により、人間に何らかの被害を与えること。

■ 自立・分散型エネルギー

各々の需要家に必要な電力を貢献する小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたものをいう。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。

■ 白未熟粒（しろみじゅくりゅう）

白未熟粒は玄米の胚乳内のデンプン粒の蓄積が不良で粒間に隙間ができ、光が乱反射して白く見える。主に、出穂後 20 日間の平均気温が 27°C 以上の高温条件や、又は低日照で発生すると言われている。

■ 生物多様性

「生物多様性」というのは、人間などの動植物から、菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての「いきもの」たちが支えあいバランスを保っている状態のこと。

地球上には、様々な環境に適応して進化した 3,000 万種ともいわれる多様な「いきもの」が生息している。

■ 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として制定された。

■ 生物的要因

人体に係る要因。免疫の異常、年齢、病歴等。

■ 節足動物媒介感染症

節足動物媒介感染症は、蚊、サシチョウバエ、サシガメ、ブユ、マダニ、ツェツェバエ、ダニ、カタツムリ、シラミから伝ばされる寄生虫、ウイルス、細菌などによって人に起こる疾患。

■ ゼロカーボンシティ・ゼロカーボンシティ宣言

令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素 (CO_2) 排出量を実質ゼロにすることを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」といい、自治体がこの表明をする事を「ゼロカーボンシティ宣言」という。

■ 全窒素 (T-N)

無機態（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）窒素化合物と、有機態窒素化合物中の窒素の総量で、窒素は動植物の増殖に欠かせない元素である一方で、富栄養化の要因ともなり、湖沼や閉鎖性水域などではプランクトンの異常増殖による赤潮等を引き起こす原因となる。湖沼、海域には全窒素という指標で環境基準が設定されている。

窒素化合物は、石油化学工場、繊維工場、肥料工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水、し尿処理施設の処理水などに含まれる。

■ 全りん (T-P)

無機態りんと有機態りんの総量で、無機態りんであるりん酸は、窒素、カリウムとともに肥料の三要素となる。りんは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となり、湖沼、海域には全りんという指標で環境基準が設定されている。

りん化合物は、肥料工場、石油化学工場、繊維工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水などに含まれる。

た行



■ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

■ 多収イネ品種

多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。

- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
- ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けて生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

■ 地域脱炭素ロードマップ

令和12（2030）年までには少なくとも全国100か所の「脱炭素先行地域」を作成し、全国の地方でそれぞれの特性に応じた脱炭素への重点施策を実行していく状態を目指し、「脱炭素先行地域」の取り組みを横方向に拡散していくことで「脱炭素ドミノ」と呼ばれる脱炭素社会推進の動きを全国的に活発化することを目的とした道筋のこと。

■ 地域未来投資促進法

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律のこと。

■ 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱（ふく射熱）が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約14℃前後に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温はマイナス19℃になってしまうといわれている。

■ 治水施設

ダム・砂防えん堤・護岸・調節池・堤防・高規格堤防・排水機場・水位観測所・監視カメラ。

■ 電気自動車

バッテリー（蓄電池、二次電池とも呼ばれる）に蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。走行時に大気汚染物質を全く出さないため、低公害車と位置づけられ、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

■ 転入超過

一定期間における転入数が転出数を上回っている状態のこと。

■ 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

■ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

な行



■ 内水氾濫

平たんな土地に強い雨が降ると、雨水がはけきらずに地面に溜まる。低いところには周囲から水が流れ込んできて浸水の規模が大きくなる。排水用の水路や小河川は水位を増して真っ先にあふれ出る。

このようにして起きる洪水を内水氾濫と呼び、本川の堤防が切れたりあふれたりして生じる外水氾濫とは区別している。

■ 二酸化硫黄 (SO_2)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。

二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えることや、動植物や建物等に被害を及ぼすこともある。

■ 二酸化炭素 (CO_2)

気体は炭酸ガスとも呼ばれており、 -79°C で個体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生し、植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時（昭和 32（1957）年）、大気中の二酸化炭素は約 315ppm だったが、現在では約 380ppm で年々増加している。

二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定されている。

■ 二酸化窒素 (NO_2)

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源となっている。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

■ 熱ストレス

気候変動による気温上昇に加え、都市化の進展に伴うヒートアイランド現象の影響によって、特に都市圏では気温の上昇傾向が顕著になっており、それに伴う熱中症などの健康被害が生じている。気温の上昇は、熱中症のリスクを高めるだけでなく、人々が感じる熱ストレスの増大にもつながる。

熱ストレスは、睡眠障害や、人々の屋外活動を妨げる原因の一つとなっており、喫緊に対策を取るべき課題の一つである。

■ 農業生産基盤

農業に不可欠な水を供給する用水路・ため池・ダムや、降雨を排水する排水路・ポンプ場などの農業水利施設。農地やビニルハウス等の営農施設。営農に対する防災など多岐にわたる。

は行



■ バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものである。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。

資料編

■ パリ協定

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（平成 27（2015）年 11 月 30 日～12 月 13 日、フランス・パリ）において採択され、平成 28（2016）年に発行された。令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する新たな国際枠組み。

世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としている。

■ 沼澤発生確率

洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のことを計画規模という。一般的にその洪水が発生する確率（確率年）で表現する。

■ ヒートポンプシステム

冷暖房などに用いられ、温度が低い物体から高い物体へ、熱を移動させる装置のこと。

■ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が 10 マイクロメートル（1 cm の 1000 分の 1）以下のもの。

■ 分布可能域

ある生物が有る場所で発見された場合、それをもってその生物がその地に分布している、あるいはその地がその生物の分布域であると言うことは可能である。しかし、その地で発見されることとその地で生活を全うしていることは同じではない。普通は後者の場合をさて分布と言う。しかし実際にそのどちらであるかの判断は簡単ではない。

そのことから本計画では発見履歴だけでなく持続的な生息が可能という意味にて登用する。

■ 防災マップ

地震、津波、洪水、噴火などの自然災害の及ぶ範囲を想定し、避難経路や避難場所などを記した地図のこと。

■ 放射性物質

放射能を持つ物質の総称である。

ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収または核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

ま行



■ マルチ

畑のうねをビニールシートやポリエチレンフィルム、ワラなどでおおうことである。英語の「マルチング」を略した言葉。

■ メタン発酵

酸素のない嫌気条件下で複数種の嫌気性細菌の代謝作用により有機性排水・廃棄物等に含まれる有機物をメタン (CH_4) と炭酸ガス (CO_2) にまで分解する反応の総称。

さまざまなバイオマス資源を利用して廃棄物の減量化が実現できる再エネ技術である。

■ モビリティ

自家用車やバス、タクシー、トラックなどの自動車全般をはじめ、オートバイや自転車、原動機付自転車などの二輪車、鉄道、シニアカーなど、移動や輸送に関わるあらゆる手段・手法のこと。

や行

■ 溶存酸素量 (DO)

DO は、Dissolved Oxygen の略称で、大気中から水に溶け込んでいる酸素 (O_2) の量のこと。水中の生物も人間と同じように酸素を必要としているため、DO が減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍り腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働くなくなるほか、魚介類などの水棲生物が窒息死することもある。

ら行

■ 林縁

林の周縁部や林の端の部分を指す。

■ 林床

森林の最下部で、地面と接している部分を指す。

■ レジリエンス

病気、災害、惨事などの困難な状況から立ち直る能力（回復力）を意味する。

防災においてのレジリエンスは、災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力のことを言う。